

社会福祉法人一関南保育園定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

認定こども園 認定こども園一関南保育園の設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人一関南保育園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として(子育て世帯等)を支援するために無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県一関市関が丘30番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任。解任委員会の決議は、委員の過半集が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、人気の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第8条 評議員の報酬を支給する。ただし、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

（構成）

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 この評議員会に議長を1名おき、出席した評議員の互選により選出する。

（権限）

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集） 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員

会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員の互選によって選出された議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名
- (2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち 1 名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第 16 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び幹事は、評議員会の決議によって選任し理事長が委嘱する。

2 理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(役員を解任)

第 18 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

3 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員を報酬等)

第 19 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。ただし、報酬を支給する場合には、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

(監事による監査)

第 21 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び一関市長に報告するものとする。

4 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 22 条 この法人の業務の決定は、全ての理事をもって構成する理事会によって行う。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第 23 条 理事会は次の職務を行う、ただし、日常の業務として理事会が定めるものについ

ては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 24 条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 週間以内にこれを招集しなければならない。

(決議)

第 25 条 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 26 条 議長及び理事会において選任した理事 2 名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第 27 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 岩手県一関市関が丘 3 0 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
一関南保育園 物置 1 棟(8 9 . 4 3 平方メートル)
- (2) 岩手県一関市関が丘 3 0 番地 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
一関南保育園 園舎 1 棟(6 6 1 . 7 1 平方メートル)
- (3) 岩手県一関市関が丘 3 0 番地 1 所在の

一関南保育園 敷地 1筆 (1224.60平方メートル)

(4) 岩手県一関市関が丘30番地2所在の

一関南保育園 敷地 1筆 (726.70平方メートル)

(5) 岩手県一関市関が丘30番地3所在の

一関南保育園 敷地 1筆 (341.70平方メートル)

(6) 岩手県一関市関が丘30番地5所在の

一関南保育園 敷地 1筆 (164.94平方メートル)

(7) 岩手県一関市関が丘30番地6所在の

一関南保育園 敷地 1筆 (131.43平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会を得て、一関市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、一関市長の承認は必要としない。

2 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

3 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設設備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第31条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第32条 この法人の事業計画及び予算書は、毎会計年度開始前に、理事長において作成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。又、変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事

長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監事報告
 - (2) 理事・監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事・監事及び評議員の報酬等の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類
- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分2以上の同意がなければならない。

第7章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 39 条 合併しようとするときは、評議員の決議を得て、一関市長の認可を受けなければならない。

第 5 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、一関市長の認可(社会福祉法第 45 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を一関市長に届け出なければならない。

第 6 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人一関南保育園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の評議員数は平成 32 年 3 月 31 日までは 4 名とする。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	芳 川 顕 一
理 事	金 沢 堅 治
”	山 本 公 彦
”	須 原 耕 三
”	小野寺 清 一
”	阿 倍 雅 美
”	千 葉 正 喜
監 事	小 岩 武 男
”	菅 野 維 清

この定款は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。